

特殊車両通行許可・車両制限令等に係る要望書の提出について

我々トラック運送業界が直面している、特殊車両通行許可・車両制限令等に係る問題について、平成30年4月23日、自由民主党二階幹事長をはじめ和歌山選出の自由民主党国会議員、並びに国土交通省道路局石川局長に対し、和歌山県トラック協会阪本会長より要望書を提出いたしました。

当日は、和歌山県トラック協会阪本会長、岩崎副会長、和田副会長、榎本副会長、小浦総務委員長、鳥羽ワーキングチーム副座長の6名が自由民主党本部、並びに国土交通省を訪問し、「車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等について」「特殊車両通行許可申請の簡素化と処理期間の短縮について」「道路法、道路運送車両法の整合性について」業界の実情をご理解頂くとともに要望を行いました。

今般の要望活動にあたり、要望書作成にご協力いただきましたワーキングチームの皆様におかれましては心より御礼申し上げます。



平成30年4月

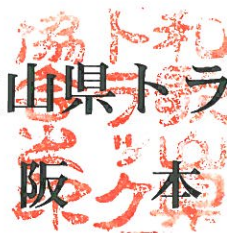
衆議院議員

二階 俊博 殿

特殊車両通行許可・車両制限令等に係る要望書

公益社団法人 和歌山県トラック協会

会長



享



我々トラック運送業界は、国民生活、経済活動を支える重要な使命を担っておることに責任を持って事業運営に従事しております。しかしながら様々な規制や荷主からの多様なニーズへの対応により、非常に困難な事業経営を強いられている状況であります。公共の道路を使用して事業を行う以上、コンプライアンス及び社会のインフラである道路の保全の観点から、関係法令の遵守は極めて重要であると考えており日夜努力しておりますが、益々の適正な事業運営を確保する為、下記事項について要望いたしますので、トラック運送業界の事情をご賢察の上、何卒格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等について

高速道路6会社におきましては、平成29年4月1日より車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等を見直し、軽微な重量超過に対する違反点数の付与、軸重超過に対する違反点数の設定、違反点数の累積期間を3ヶ月から2年間に拡大する等の措置が実施されており、トラック運送事業者や協同組合は割引停止や利用停止という事態に至る可能性が高まっていることに危機感をもっている状況である。輸送の実態として、走行中の降雪等により雪や雨の重みが増えた場合やブレーキを踏んだ場合等の不可抗力により、実際の総重量や軸重等よりも重く計測されること、あるいは荷主側の都合で貨物が偏って積載されること等、重量違反等を防ぎきれない状況もある。ついては、自動軸重計の計測結果に基づいて違反点数を課す場合は、

このような事情を考慮の上、違反点数から除外するなど適切な運用を図っていただきたい。また、協同組合への連帯責任の緩和並びに累積期間拡大幅の再検討をお願いしたい。

2. 特殊車両通行許可申請の簡素化と処理期間の短縮について

特殊車両通行許可申請については、申請書類の作成にあたり専門的な知識や煩雑な書類は運送事業者が書類作成することが難しい場合があることから、見直しを行い申請者の負担軽減を図っていただきたい。また特殊車両通行許可申請の個別審査に係る期間短縮等については、地域や担当官の対応により審査期間にばらつきがあり、必ずしも標準処理期間が守られているものでもなく、荷主や関係取引先に対して、運行計画や納品予定時期を通知することができない状況である。このことが無許可通行の誘発につながり看過できない問題も発生している。運送事業者としても納車完了後すぐに運行できない状況が発生しており、効率の良い運行計画がたてられないことから標準処理期間の遵守と審査期間の短縮をお願いしたい。また、諸外国では国際海上コンテナトレーラ等が特車通行許可なく通行することが可能となっている。我が国においても国際的（特に東アジア圏内）な物流に後れをとらないよう、国際的な考え方を取り入れ、道路構造の強化や特車通行基準の緩和により、許可なく機動的な通行が可能となる生産性の高い道路ネットワークを早期に構築していただきたい。

3. 道路法、道路運送車両法の整合性について

国土交通省において、道路法と道路運送車両法の2つの法律が運用されているが、車両諸元による制限や法の目的に応じてそれぞれ独立して運用されているため、運送事業者側においては法律や規則、制度そのものが非常にわかりにくい状況である。例えば道路運送車両法で認められている自動車検査証の最大積載量と特殊車両通行許可制度による通行許可証の積載重量を比較した場合、積載できる重量が大幅に異なり実際に道路を通行する際は、道路法による通行許可条件が適用され、自動車検査証の最大積載量を大幅に下回る積載しか認められていない。従って特殊車両の通行に関しては国土交通省内において道路運送車両法（保安基準）の自動車検査証の基準（重量、幅、高さ等）により、道路法（車両制限令）の審査基準を統一化していただきたい。